

「障害児支援の見直しに関する検討会」におけるヒアリング

『障害児の療育体系』に対する意見書

2008年4月15日

全国発達支援通園事業連絡協議会

会長 近藤 直子

障害を早期に発見し、その後、父母がわが子の障害を受け止め前向きに子育てしうるよう丁寧に支援するのが、乳幼児期の最も重要な課題です。地域の乳幼児の療育を中心的に担っている児童デイサービス事業では、①障害の重い子どもは零歳から、自閉症周辺群の子どもたちは18ヶ月健診後から、そして保育所・幼稚園の集団生活に困難を有する『発達障害者支援法』対象児は就園後から、支援を開始しています。②子どもには健康的な生活を保障し、楽しいあそびといねいなかかわりを通して総合的な取り組みを展開しています。③家族にはわが子の障害を前向きに受け止めうるよう、個別的・集団的な支援を行なっています。④こうした障害の発見から療育までの流れをスムーズに進めるために、保健機関と連携し、また、保育所・幼稚園や学校に通う子どもたちの療育支援を行い、障害児を育てやすい地域づくりに向けた活動を進めています。

1. 障害児の療育体系は『障害者自立支援法』から切り離し『児童福祉法』に位置づけ、年齢に応じた支援の仕組みを構築してください。

① 乳幼児期の療育保障を国と自治体の責務として位置づけること。

僻地や過疎地でも、安心して子育てができるように国と自治体の責任を明確にしてください。財政規模が小さい自治体での運営を保障するために、運営費に関しては国の義務的経費とすることが必要です。出来高払いの仕組みでは、体力と抵抗力の乏しい乳幼児期の障害児への安定的な支援が困難になります。定員に対して運営費が支給される仕組みにしてください。障害児と障害のない子を区別することなく、次世代育成事業の中での取り組みとして位置づけた上で、障害からくる困難に対するていねいな支援の仕組みを構築してください。

② 零歳でわかる障害に関しては必要な療育を零歳から受ける体制を整備する。

零歳でわかる障害は総じて医療との連携が必要なため、看護師の配置が可能になるような財政措置を講じて下さい。僻地や過疎地では専門医をはじめとした専門的な医療スタッフの確保が困難なため、保健福祉圏域ごとに専門スタッフを配置し、各自治体に毎週スタッフを派遣する体制を整備してください。

③ 保護者が障害と認識していないなくとも、必要な療育を受けられる仕組みを整備する。

乳幼児健診は集団健診として実施して、多動、過敏等の子どもの抱えている困難が把握しやすい健診とすることが必要です。その上で、1歳半健診で発見される発達障害の場合、1・2歳の時期においては、障害と診断することが困難であったり、保護者が障害と認識することが困難なこともあるため、障害を前提とせずに利用できる「親子教室」を全自治体で実施できるようにして下さい。より密度濃く対応すべき子どもに関しては、障害という診断や親の認識がなくても最低週1日は無料で利用できる「療育グループ」を児童館、保育所や幼稚園の空き教室等も活用して、児童デイサービス事業を利用できるようにして下さい。

④ 2歳以上の発達障害児の場合、順次必要に応じて「親子分離療育」が可能となるように、職員配置を保障してください。直接子どもと関わる保育士・指導員はどんなに少なくとも3対

1、重症心身障害児では2対1以上の職員配置が必要です。

⑤ 健診や「親子教室」「療育グループ」等に障害児支援の専門家として参加するとともに、保育所や幼稚園への巡回による支援が保障できるよう、専任の地域支援スタッフの配置が必要となります。

⑥ 自治体の規模ごとに、療育を保障する必要のある子どもの実数を見積もり、小規模自治体でも運営しやすい仕組みを構築してください。

2. 家族支援、地域支援の拠点としての療育事業を法的に位置づけること。

① 家族支援のための職員と設備保障。

子育ての出発点としての乳幼児期において、保護者が子どもの理解を深め、孤立することなく地域で子育てを進めうるように、定期的な個別相談やグループワークを実施しうる体制が求められます。

② 働地や過疎地では通園に困難が伴うため送迎体制が必要である。

福祉バスをはじめとして親子が安心して通える体制の保障が求められます。

③ 保健センター、保育所・幼稚園、学校との連携を通して家族を支援していくこと。

保健センターの健診や健診後のフォロー事業、乳児世帯への訪問事業、保育所や幼稚園等のスタッフへの支援、学童への長期休暇中や放課後、土曜日の療育保障、さらには地域関係機関との連絡協議会議への参加といった、専門的な知見を生かした支援が行ないうる体制を保障して下さい。

3. 「児童デイサービス事業」という事業名称を変更してください。

① 子どもたちの発達支援を中心とした「発達支援事業」という名称に変更して下さい。

乳幼児期においては、子どもたちは豊かな発達可能性と可塑性を有しています。障害か否かではなく、ていねいな支援を必要としている子どもが利用しやすい事業名称が求められます。

② 障害のない子どもの場合は年齢によって「児童福祉法」上の事業名称が異なるため同様な措置が求められます。

4. 地域の療育支援システムを重層的に構築すること。

